

旅館業法施行条例の一部改正について

保健福祉部生活衛生課

1 改正の趣旨

旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）の一部改正に伴い、宿泊者の数を10人未満とする簡易宿所営業※の施設における客室の収容定員の基準を定めること等のため、所要の改正をしようとするものである。

※ 宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業（施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。）以外のものをいう。

2 改正の概要

(1) 1客室の床面積

条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準のうち、1客室の床面積について、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第1項の旅館業の許可の申請に係る宿泊者の数を10人未満とする場合は、3.3平方メートル以上とすることとする。

(2) 客室の延床面積

条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準のうち、客室の延床面積について、政令で定める基準によることとするため、条例から当該客室の延床面積に関する規定を削除することとする。

(3) 客室の収容定員

条例で定める簡易宿所営業の施設の衛生等に必要な措置の基準のうち、客室の収容定員について、法第3条第1項の旅館業の許可の申請に係る宿泊者の数を10人未満とする場合は、1客室の有効面積3.3平方メートルにつき1人とする事とする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日等

(1) 平成28年11月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を規定する。